

57.11 ダイ改闘争

労働部革マルの裏切りを暴露断罪する



82.11.23
No. 1201

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八(動力車会館)
鉄電二九三五(六)公衆電話(22)七三〇七

「57・11ダイヤ改正」合理化をめぐる闘いは、政府・自民党・国鉄当局の国鉄労働運動解体に25万人体制実現にかけた決意をみせつけた反面、ついに怒りに燃えた国鉄労働者のすさまじい決起が生みだされた。われわれが指摘し、闘いぬいてきたように、今日の日本階級闘争は「冬の時代」だとか「タクソポの時代」だとかの裏切り・屈服合理化のためのタワゴトを事実をもって根底からふきとばし、荒々しく壮大な階級的激突にむかって急激にのぼりつめていく。

そして更に重要なことは、動労「本部」革マル反動分子がまさしく政府・国鉄当局の忠実な尖兵であり、この革マル分子の粉碎・一掃なくして国鉄労働運動の発展に勝利がありえぬことが、全労働者の前にこの上なく鮮明につきだされたことである。

「57・11ダイヤ改」闘争における動労「本部」革マルの歴史的裏切りを断罪すると同時に、彼らの反階級的行為の数々を本紙上で暴露するものである。

国鉄労働者の決起に死ぬほど恐怖する革マル分子

そもそも「57・11ダイヤ改正」のなかみは、全国で6万5千キロの列車削減とあわせて、1万5千名をこえる要員を削減するという大合理化攻撃であり、とりわけ、その中心をなす貨物合理化は「緊急11項目」実施にむけた柱として貨物全廃にむけた突破口をなす攻撃である。

国鉄当局は「鉄労をだきこみ、動労を尖兵にして、国労を叩く」路線(反動太田職員局長路線)のもと、国労や動労千葉との中央交渉を拒否し、労働条件にかかわる中央協定の締結を不当にも拒否する中で、「57・11」の強行実施を図ろうとした。「業務命令を出してもダイヤ改を強行する」「抵抗すれば処分」とのドウ喝に示されるこうした当局の理不尽な姿勢と、この一年間におよぶ既得権の一方的剥奪・合理化強行の数々に対し、国鉄労働者の積もりにも積もった怒りはついに爆発した。動労千葉は10月26日をもって「36協定破棄」長期非協力闘争に決起し、国労の闘う仲間と共に歩をそろえて闘いを積み上げていった。また、

国労の仲間、11月13日と14日に満を持して6年ぶりの順法闘争に突入し、首都圏で一〇九本の運休と一八七五本の遅れを出す闘いをつくりだし、当局を震撼させるとともに、11月15日のストライキにむけ闘いを積み上げていった。総評も国労支援を決定し、各県評等においても支援体制が準備されるなど、全労働者階級の熱い注視の中で闘う国鉄労働者はあらゆる重圧をはねのけて闘いを積み上げていったのである。国鉄労働者の犠牲をおそれぬこの英雄的決起が日本労働運動においかぶさった暗雲をつき破って爆発を開始していった。

ところが、この国鉄労働者の壮大な決起が始まるやいなや、動労「本部」革マルは、11月4日の段階で早々と当局提案のダイヤ改合理化を全面的に受け入れるという大裏切りに行ったのである。

裏切り第一 早々と「片仕切り」で当局を反動的に尻押し

動労「本部」革マルの裏切りの第一は、国労や動労千葉が当局の不当な労使慣行無視の態度に抗議し、当然にも「労働条件・職場の環境の維持・改善を盛りこんだ従来様式の中央協定」の締結を要求し、真向から対決して闘っているさ中に、鉄労らと共にいち早く「57・11」合理化を応諾したことである。すなわち、国労や動労千葉が11月14日のギリギリまで闘いを構えて当局を追いつめ闘っているさ中に、動労「本部」革マルは、すでに11月4日の戦長会議の席で早々と「当局案を了解」「妥結」をおしつけ、10日には「正式協定締結」という「片仕切り」をもって、当局の反動攻撃に全面加担したのである。

これは明らかに、闘う労働者を背後から襲う裏切り「通敵行為」のものであり、絶対に許すことにはできない。

驚くべき「産業報国会」の宣言文「協定」

【資料1】 57・11ダイヤ改正の実施に伴う労働条件に関する協定
57・11ダイヤ改正にあたっては、国鉄のおかれた状況を認識し、これまでの事前協議、団体交渉の経緯を尊重し、労使の信頼関係に立脚し、協定・協約等を遵守して、円滑な実施をはかるものとする。
昭和57年11月10日
日本国有鉄道総裁 高木文雄
国鉄動力車労働組合中央闘争委員長 八木重一

【資料2】 55・10ダイヤ改正に伴う労働条件に関する協定
55・10ダイヤ改正に伴う労働条件について、次の通り協定する。
1. ダイヤ改正に伴う必要の要員は確保する。
2. ダイヤ改正に伴う労働条件については、維持・改善を行う。
3. ダイヤ改正に関連する職場環境の改善については、積極的に努力することとし十分地方を指導する。
4. 具体的労働条件については、地方対応機関において交渉し、意見の一致を期し実施する。
昭和55年9月20日 (※国鉄当局と国鉄の全組合が共通の文面の協定で締結した)

彼らの裏切りの第二は、合理化協力労働者として協調路線の反動的協定に全面屈服し、調印したことであり、その上、資料①②を見比べてほしい。(以下次号)